

生活保護のしおり

令和5年10月改定

能美市福祉事務所

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにも
あるものですので、ためらわずにご相談ください。

このしおりは、生活保護法のあらましと権利や義務を正しく理解していただくために、分かりやすく説明したものです。

日本国憲法第25条には「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。

生活保護法は、この理念に基づき、生活に困っている人の最低限度の生活を保障すると共に、自立した生活へと支援することも目的としています。

も く じ

1	生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	・ 保護の手続きは・・・・・・・・・・	1
	・ 保護を受けた場合には・・・・・・・・	2
2	生活保護の種類は・・・・・・・・・・	3
3	保護費の決め方は・・・・・・・・・・	4
	・ 計算の仕方は・・・・・・・・・・	4
	・ 同居の家族単位・・・・・・・・・・	5
4	生活保護の権利と義務・・・・・・・・	5
	・ 保護を受けている方の権利について	5
	・ 保護を受けている方の義務について	5
	・ その他、こんな時は相談を	6
5	医者にかかるには・・・・・・・・・・	7
6	不服のある時は・・・・・・・・・・	8
7	保護費を返す場合は・・・・・・・・	9
8	減免や猶予されるもの・・・・・・・・	10
9	ケースワーカーの訪問・・・・・・・・	11

生活保護とは・・・

病気やケガで働けなくなり、収入がなくなったり少なくなったりして、生活に困り、医療費の支払いに困ることがあります。

生活保護とは、いろいろな事情で日々の生活に困る状態となった時、一定の生活基準に従って最低限の生活を保障し、自分の力で生活できるように援助する制度です。

保護の手続きは・・・

生活保護を受けようとする人は、住んでいるところの福祉事務所へ申請します。能美市の場合は能美市役所福祉課の中にあります。

申請ができるのは原則本人と扶養義務者などです。

申請すると福祉事務所の職員が訪ねて、生活保護に該当するかを調査し、申請のあった日から14日以内に決定して通知します。ただし、調査等に日数を要した場合は決定が遅れる場合があります。（調査に時間がかかるなど特別な理由がある場合は30日以内）

なお、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、特別なご事情がある場合は、扶養義務調査は必須ではありませんので、ご相談ください。

保護を受けた場合には・・・

生活保護は生活に困っている人に対して、その原因を問わず、次の条件を満たしている日本の国民なら、誰でも差別なく平等に受けられます。

(暴力団員は適用されません)

- ・生活に直接必要のない資産は売り、生活費にあててください。例えば土地や家屋や自動車などです。ただし居住用で処分価値が大きくないものは除きます。また、保護開始時の自動車の保有については、通勤で使用する場合など、自立助長のために認められる場合もあります。
- ・働ける人はその能力に応じて働いてください。
- ・年金や手当など他の法律や制度で給付が受けられるものがあれば、その手続きをしてください。

生活保護の種類は・・・

生活保護には次の8種類の扶助があります。

- 生活扶助・・・食費、衣料費などは毎月支給され、布団、おむつなどは必要なときに支給されます。
- 教育扶助・・・義務教育に必要な学用品や給食費、授業に必要な教材費など。
- 住宅扶助・・・家賃、地代、家屋修理費や敷金など。
- 介護扶助・・・介護サービスを受けるための費用。
- 医療扶助・・・病気やケガをした時の医療費や治療材料（コルセット・メガネなど）通院費など。
- 出産扶助・・・出産のための費用など。
- 生業扶助・・・生計をたてるための小規模な事業を始める時の費用、技術を身につけるために必要な費用、就職の支援費など。
- 葬祭扶助・・・葬祭を行なう費用です。

保護費の決め方は・・・

計算の仕方は

生活保護は、厚生労働大臣が定める基準により、それぞれの家庭の構成による最低生活費が計算されて、これとその家族の収入とを比べて、保護費を決めて支給します。

これを図で表すと、次のようになります。

最低生活費と収入の対比

1. 保護が受けられる場合

最低生活費	
収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。	
収入	保護費

2. 保護が受けられない場合

最低生活費	
収入が最低生活費を上回るため保護は受けられません。	
収入	入

同居の家族単位

生活保護は同居している家族を一つの単位として保護することを原則としています。

しかし一定の条件にある場合は、家族の方を分けて保護することがあり、これを世帯分離といいます。

生活保護の権利と義務・・・

保護を受けている方の権利について

- ① 決定された保護は正当な理由がなければ、不利益になるように変更されることはありません。
- ② 保護による金品を対象として租税等を課せられることはありません。
- ③ 保護による金品、または保護を受ける権利を対象として差し押さえされることはありません。
- ④ 保護を受けている人は、受ける権利をゆずり渡すことはできません。

保護を受けている方の義務について

- ① 保護を受けた方は、その健康状態などに応じて仕事に励み、生活の維持や向上につとめなければなりません。

- ② その生活状況に次のような変動があった時は、福祉事務所に届け出なければなりません。
- ・ 病気やケガで病院などへ受診したいとき
 - ・ 入院したり、退院したり、入院先が変わった時
 - ・ 家族人数が変わった時（出生・転入など）
 - ・ 収入が増えたり減ったりした時（給料の増減、賞与の支給、年金額の変更、臨時の収入など）
 - ・ 住居を変える時、家賃や地代が変わった時
 - ・ その他、生活状況が変わった時・・・など
- ③ 生活の維持、向上などのために福祉事務所から受けた指導や指示には従わなければなりません。

その他、こんな時は相談を

- ① 生活に必要なもの、例えば布団やおむつの費用に困る時。
- ② 妊娠したときや子どもが生まれる時
- ③ 家がいたみ、修理に困る時
- ④ 住まいを変わりその費用に困る時
- ⑤ 就職の支度などで相談したい時
- ⑥ その他、何か困ったことがあった時
- ⑦ 通院等の移送費について、バス代等の交通費が必要な時

・・・など

医者にかかるときは・・・

① 初めて医者にかかる時

福祉事務所または各窓口センターで保護変更届「傷病届」を記入し「診療依頼書」を受け取り受診してください。

なお、急病や夜間・休日などのため、受診前の手続きができない時は、とりあえず医者にかかり、あとから連絡してください。

② 国民健康保険について

国民健康保険に加入していた方は、生活保護を受給後、使えなくなりますので、窓口センターへ返してください。

③ 継続して受診している時

①の手続きのあと、定期的に受診している場合は、毎回手続きの必要はありません。

ただし、1ヶ月以上受診しなかった時や、総合病院で2つ目の診療科にかかる場合は、①の手続きが必要です。

不服のある時は・・・

福祉事務所の決定に不服のある時は、まず福祉事務所の説明を求めてください。

それでも納得のできない時は石川県知事に審査請求（不服申し立て）をすることができます。

なお、その期日は、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内です。

石川県庁での担当課は、

健康福祉部厚生政策課

保護グループ

住所 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1414

保護費を返す場合には・・・

- ・ 保護を開始したあと、

生活に利用しない土地を売却したり、生命保険を解約するなど資産を利用できるようになった時、障害年金などがさかのぼって支給開始となり、一時金が支払われた時など、

支給された保護費や医療費などの範囲内で、その全部または一部を返していただきます。

- ・ 保護の届出にいつわりの申告をした場合、

不正な方法で保護を受けた場合などは、これまで受けた保護費を返していただきます。

また、不正の内容によっては別に罰せられる場合があります。

※保護の開始後に、
臨時収入があった、年金を受け取った、働いて得た
お金がある方(高校生のアルバイトも含む)は、必ず
お知らせください。

このような場合も収入があったことを必ずお知らせ
ください

- ・ 一日だけ働いて給料をもらった
- ・ 親族から仕送りもらった。
- ・ 親族や知人から一時的にお金を借りた。
- ・ 金融機関などからお金を借りた。
- ・ 年金や給付金がもらえるようになった。
- ・ ギャンブルなどで配当をうけとった。

など、生活保護費以外の金銭を得た場合は必ず申
告してください。申告がなかった場合は保護費を返
していただく、または罰せられる場合があります。

能美市福祉事務所では、毎年、課税調査等により、保護を受
けている方の収入状況について調査を行い、収入状況に関して、
あなたが適切に届出を行っているかを確認しています。

減免や猶予されるもの・・・

生活保護を受けている方は、次のものの減免や猶予が受けられますので、その手続きをしてください。

その際は、「生活保護の証明書」が必要です。

福祉事務所や各窓口センターで相談してください。

- ・ 国民年金保険料
- ・ 住民税
- ・ 固定資産税
- ・ NHK 放送受信料
- ・ 保育所保育料

ケースワーカーの訪問

福祉事務所には、ケースワーカーとよばれる地域を担当する職員がいて、それぞれの地域（家庭）を担当します。

ケースワーカーは生活保護制度を正しく理解していただくために、それぞれの家庭の生活状態についてたずねたり、いろいろな相談にあたるため定期的に訪問します。

なお、おたずねした個人的なことは、全て生活保護の実施だけに使われ、秘密は固く守ります。

また、ケースワーカーは、この制度の目的である経済的に自立した生活を送れるように、それぞれの家庭の目標に沿って相談を受け、生活上の支援をします。

《連絡先》

能美市福祉事務所

能美市来丸町 1110 番地

TEL 0761-58-2230

担当者 _____